

新潟市立新津第五中学校いじめ防止基本方針

平成29年8月策定

(令和8年4月改訂)

本方針は、文部科学省および新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）により、新津第五中学校の全ての生徒が、安心かつ安全に過ごすことのできる学校づくりを目指し、いじめ防止等を目的に策定する。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 基本理念

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる、深刻な人権問題であることを認識し、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決するために、学校、保護者、地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

2 いじめの防止

生徒は学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

— いじめの定義 —

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものとする。

新潟市いじめの防止等のための基本的な方針より

3 学校および教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全ての生徒が安心して学習およびその他の活動に取り組むことができるよう、学校全体でいじめの防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等、組織的にいじめ防止等に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を見る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し、生徒、教職員、保護者、地域一丸となって全力でいじめ防止に努める。

- (2) 学級、学年、部活動などが望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人ひとりの自己有用感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の豊かな心を育み、自他を尊重する精神を養うために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。いじめを題材とした道徳科の授業の実施をする。
- (4) いじめの防止対策については、「予防・未然防止」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態への対策については別に項目を設ける。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) いじめの予防、未然防止に関すること

- ① 特別活動の充実を図り、生徒一人ひとりの自己有用感を高める。
- ② 学年、学級、部活動などでの望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、および人権教育の充実を図る。
- ③ 生徒が主体となったGIP集会（いじめ見逃し0集会）等の啓発活動を実施する。
- ④ 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平素から生徒との信頼関係を深める。同時にいじめの兆候を察知した場合は、速やかに「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、その情報を管理職及び全学年で共有する。
- ⑤ 生徒同士、生徒と教職員とのコミュニケーションの確立を図る。
- ⑥ 保護者と教職員の信頼関係の確立を図り、情報の共有と支援への理解を得る。
- ⑦ 配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対して必要な指導を行う。
- ⑧ 家庭環境への配慮や関係機関との連携等について、必要に応じてケース会議を開催し、具体的な支援につなげる。
- ⑨ 教育相談活動の充実を図る。
- ⑩ いじめに関する事例研修等を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- ⑪ 外部講師を招いての講演会、講話などを開催する。

(2) いじめの早期発見に関すること

以下の具体的な状況把握のためのアンケート①、②を実施する。アンケートの記入用紙は複数の教職員が目で即日チェックする。

- ① 「仲間とのかかわりアンケート」を実施する。（7月・9月・11月・1月）
※「いじめアンケート」（市基本方針に基づく）
- ② 教育相談前に「教育相談アンケート」を実施する。（5月・12月）
- ③ 毎日の「生活ノート」の有効活用を図り、生徒の変容の把握に努め、必要に応じて個別相談の機会をもつ。

(3) 対応に関すること

- ① いじめが予見、認知された場合（疑わしい場合も含む）には、特定の教職員で抱

え込むことなく、速やかに管理職・学年主任・生徒指導担当に報告し、組織で対応する。

- ② 迅速に「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、管理職の指導の下、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。また、多方面からの情報を収集、整理し全体像の把握をする。（アセスメントに基づいた方針の決定と役割分担）
- ③ 「被害・加害児童生徒の聴き取りフロー」を参考に、双方の生徒の立場に立った丁寧な対応を心がける。
- ④ 学年の枠を超えた組織的な対応により早期解決を図る。
- ⑤ 対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

ア 事実把握の段階

- ・ 正確で偏りのない事実調査を行い、全体像を把握する。
- ・ 生徒指導部および管理職への速やかな情報伝達を行う。
- ・ 収集・整理した情報、その基となるアンケートや聴き取りメモ、指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。

イ 方針決定の段階

- ・ 「校内いじめ対応ミーティング」において、ねらいを明確にし、指導・支援の役割分担を決定する。
- ・ 管理職を含めた教職員の共通理解を図る。

ウ 指導支援の段階

- ・ いじめを受けた生徒の心情の理解に努める。保護者の理解、協力を得ながら支援に取り組む。必要に応じて関係機関と協力して取り組む。
- ・ いじめを行った生徒の保護者に対して、適切に事実を説明するとともに、協力を得ながら、相手の生徒の心の痛みや自身の行為の問題点についての自覚を促す。必要に応じて関係機関と協力して取り組む。
- ・ いじめを行った生徒が自身の行為の問題点を理解し、十分な反省を引き出しつつ、行った行為に対する責任の重さを自覚させ、再発の防止に努める。
- ・ いじめを行った生徒といじめを受けた生徒の人間関係の融和を図る。
- ・ 周囲の生徒に対しても、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの観衆や傍観者にならないように掘り起こしを図る。

エ 継続支援段階

- ・ 事後の経過観察を正確に行う。いじめが解消したかどうかについては慎重に判断する。（3か月間程度の期間、被害者が心身の苦痛を受けていないか。）
- ・ 関係生徒や保護者への支援を継続し、必要に応じて関係機関と協力して取り組む。

(4) 相談に関すること

- ① 生徒および保護者と信頼関係を構築し、相談しやすい環境を整える。
- ② 教育相談の充実を図る。
 - ア 教育相談週間【5月・12月】
 - イ 日常的な相談活動の実施
- ③ SCおよびSSWなどを効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。
- ④ 学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐために、生徒および保護者に外部機関を周知する。
- ⑤ 相談時の記録やアンケートの記載内容は、複数の職員で情報を共有するとともに記録の保管を徹底する。

(5) 組織に関すること

学校内では以下のような組織を設置し、いじめ問題に取り組む。

- ① 「いじめ対策委員会」

定例会を年度当初と前期1回、後期1回開催すると同時に必要に応じて開催する。メンバーは校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、当該学年生徒指導担当、当該学級担任、スクールカウンセラーで構成する。
- ② 「生徒指導部会」

校内の生徒指導担当職員による情報交換会を定期的に行う。メンバーは教頭、生徒指導主事、教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーで構成する。
- ③ 「生徒理解の会」

原則として、4月、夏休み前、冬休み前の年3回開催する。教職員が問題傾向を有する生徒の現状や指導について、情報の交換や指導・支援の共通理解を図る。また、必要に応じて適宜開催する場合もある。

(6) 連携に関すること

- ① PTA活動、保護者懇談会、部活動保護者会などあらゆる場面、機会を利用して保護者との連携強化を十分に図る。
- ② 学校だより、学校ホームページ等を通じて、適切な情報提供に努め、積極的に地域への情報発信を図る。
- ③ 学校警察等連絡協議会を開催し、関係機関との連携を十分に深めておく。
- ④ 五中学区の3小学校と合同で「中学校区いじめ防止連絡協議会」を組織し、地域全体で児童生徒を見守り、いじめの防止に努めるために、各学校におけるいじめに関わる実態や、いじめの防止に関わる取組についての情報交換を年1、2回実施し、いじめの対策の共有や連携の充実を図る。メンバーはコミュニティ協議会、青少年健全育成協議会、民生委員、児童委員、各校PTA代表、スクールカウンセラー、各校担当職員、中学校教頭で構成する。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり一度発生した場合、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。よって以下の策を講じる。

(1) 学校で行う対策

- ① 不特定多数の人との交流が可能なSNSの利用、閲覧などは禁止するという立場で生徒に指導する。
- ② 携帯電話、スマートホンおよびインターネットに接続できる通信機器については校内への持ち込みおよび校内での使用は禁止とする。
- ③ 情報モラル教育を図るため、インターネットの利点と危険性について技術・家庭科、道徳部、特別活動部が連携して指導にあたり、確実な理解を図る。
- ④ 学級活動や総合的な学習の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する講演会や学習会を開催する。

(2) 家庭に対して行う対策

- ① 入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。
- ② 家庭にたよりを発行し、生徒の携帯電話、スマートホン、PCの利用については保護者の責任のもとで行われるよう要請する。
- ③ 生徒がSNSなどでトラブルを起こした、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態になった場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障をきたしている場合は、SNSの退会や閲覧禁止などを保護者に勧告する。

(3) 発生時の対応

- ① 2の(3)に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして速やかに現況が改善されるように努める。
- ② いじめを受けた生徒、保護者への支援およびいじめを行った生徒、保護者への指導を十分に行うとともに事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

Ⅲ 重大事態発生時の対処について

1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査・解明し、対処にあたる。なお、重大事態に至ったという申し立てが、生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場と同様に扱う。

2 重大事態の意味

生徒がいじめを受けた事により、

- (1) 生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な被害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を負った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 被害生徒が、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき等の状況をいう。

3 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に関わる情報を収集・整理し、いじめの概要を把握すると共に、その概要を速やかに市教委に報告し、その後の対応、調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄の警察署と連携して対処する。犯罪行為として疑われる場合は、所轄の警察への早期の相談を図る。
- (3) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。

4 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合

発生した段階で重大事態には当たらないものの、解消が図れない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、市教育委員会に事案の発生を報告し、指導を受け、対応にあたる。